

意見書

平成 23 年 4 月 4 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010 年度)(案)に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)」(以下、「本検証結果案」という。)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けていただいたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

【総論】

競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)は、「PSTN から IP 網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要」との問題意識のもと、「公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとす」との趣旨により創設されたものと認識しています。

現在、通信市場は、ブロードバンド時代が本格的到来を告げ、ネットワークの IP 化・光化が加速し、政策としても「光の道」構想の必要性が謳われる等、まさに転換期を迎えています。一方、NTT グループは、公社時代から継承するボトルネック設備と顧客基盤を抛り所に、光サービス等での市場支配力を強め、さらには持株会社体制下でのグループ連携を基に複数の市場において市場支配力を行使している状況にあります。こうした環境変化に対応するためには、より一層厳格な競争政策の運用や時代に即したルールの見直しが求められることから、本制度に期待される市場の検証機能はこれまで以上にその必要性を増しているものと考えます。

しかしながら、本検証結果案を見るに、競争事業者から挙げられた東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)のファイアーウォール不全やドミナント事業者のグループドミナンスの問題等については、大方が注視事項として先送りされ、唯一 NTT 東西殿に措置を求めるとされた項目についても毎年度の繰り返しとなる形式的な報告要請にとどまる等、市場実態を的確に反映した内容たり得ていません。弊社共としては、このような不十分な検証結果案が導き出された要因は、本制度の各プロセスにおいて、以下に示すような各種課題が存在していることにあるものと認識しています。

①競争阻害事案の収集

- ・競争事業者のみに事案の収集を任せ、総務省殿による能動的な市場環境の実態調査やドミナント事業者からの自己申告プロセスが不在であること

②競争阻害事案の調査及び検証

- ・競争事業者のみに事案の挙証責任を負わせ、調査権限を有する総務省殿による能動的な検査(立ち入り検査や報告要請の発動等)がなされていないこと
- ・検証結果案に至る調査プロセス等経緯が不透明であること
- ・総務省殿のみが検証を行い、監査機関等第三者のチェック機能が働いていないこと

③競争阻害事案等に対して求める措置

- ・特にここ数年、形式的報告要請等に止まっており、事案の改善が期待できる措置とはなっていないこと

なお、第三者の監査に関しては、諸外国では第三者監査機関が、ドミナント事業者グループによる競争阻害の疑いがある事案^{1※}を調査し機能分離に係る公約等への違反と認定の上、改善策を講じる等、能動的に活動しています。今

後、NTT 東西殿の機能分離を控え公正競争環境の検証がより重要なものとなることを踏まえれば、こうした諸外国事例も参考としつつ時代の要請に応え得る運用方法への抜本的な見直しが急務であると考えます。

以上の通り、本年度においても必要十分な検証がなされたとは言い難いことから、総務省殿は厳格な運用にて再検証を実施し、実効的な検証結果を導くべきです。これらを踏まえた上で、次頁より、各論点における弊社共意見を述べさせていただきます。

最後に、今般発生した「東日本大震災」に伴う未曾有の国難に対し、今こそ、全国民が一致団結の上、取り組んでいかなければなりません。社会インフラたる情報通信を担う我々としても、改めてその重要性を再認識するとともに、被災地支援等にかかる取り組みを最優先で実施してまいる所存です。公正競争の確保は、引き続き重要な政策テーマであります。現状、上述のような国難に直面していることを踏まえれば、政策毎に優先順位を見極めることも必要であり、特に本制度は運用面で形骸化が見られる等諸問題が存在していることに鑑み、より時間をかけて詳細な検証を行う等、運用サイクル等の見直しを図ることも検討すべきと考えます。

¹ イギリス :ブリティッシュテレコム傘下のコミュニケーションプロバイダ(以下、「GP」という。)が、その他の GP がアクセスできない情報にログできていた事案等

ニュージーランド :テレコム・ニュージーランドの卸売部門が競合社の卸売サービスの利用を制限することを条件とする大幅な料金割引の提案を実施していた事案

検証結果案			意見
(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか等の論点(意見 5~6)について	第一種指定電気通信設備の指定要件については、従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった考え方を継続するという検証結果案に賛同します。
	イ 指定の対象に関する検証	次世代ネットワーク(以下、「NGN」という。)、地域 IP 網、ひかり電話網等の IP 通信網について、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点(意見 8~9)について	NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)及び地域 IP 網、ひかり電話網等を始めとする現状の第一種指定電気通信設備については、それぞれ従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、これら設備について指定を継続するという検証結果案に賛同します。
	ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	(ア) NGNに係る収容ルータ等における加入者単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見23)について	<p>現在、ネットワークの IP 化・光化が加速していますが、これからの主要なアクセス網となる NTT-NGN については、ボトルネック設備と一体で提供されていることを踏まえ、これまでと同等の競争環境を実現する為に必要な機能をアンバンドルすべきと考えます。</p> <p>具体的には、以下の機能等についてのアンバンドル化を図るべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容局に設置されている NTT-NGN 用の収容ルータでの加入者単位接続機能 ・中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ルータでの加入者単位接続機能

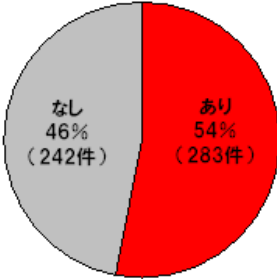
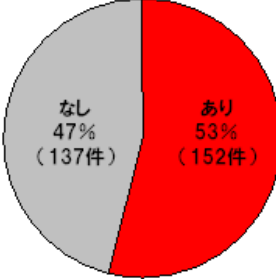
検証結果案		意見
	<p>(イ) 加入光ファイバにおいて、1分岐単位での接続機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見25)について</p>	<p>平成 23 年 3 月 29 日に公表された、「平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」(以下、「光ファイバ接続料の改定」という。)についての情報通信行政・郵政行政審議会からの答申では、「分岐単位接続料の設定の適否については、今回なされた議論を十分に踏まえつつ、更なる多角的な調査・審議を継続し、平成 24 年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行う」と結論が先送りにされています。</p> <p>光ファイバ接続料の改定に係る弊社共意見書(平成 23 年 2 月 17 日)及び再意見書(平成 23 年 3 月 4 日)^{※1}でも述べたとおり、1 分岐単位の接続料設定及び NTT 東西殿を含む OSU 共用は設備利用の効率化による 1 加入当たりの提供コストの低減化、ひいては新規参入事業者によるサービスの高度化、多様化等サービス競争の進展に寄与するものであることから、「光の道」推進のためにも、早期実現に向けた検討を行い、結論を得るべきと考えます。</p> <p>※1 光ファイバ接続料の改定に係る弊社共意見書 http://www.soumu.go.jp/main_content/000103129.pdf</p> <p>光ファイバ接続料の改定に係る弊社共再意見書 http://www.soumu.go.jp/main_content/000106261.pdf</p>
	<p>(ウ) NGNの帯域制御機能や認証・課金機能等(プラットフォーム機能)をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点(意見26)について</p>	<p>NTT-NGN は光アクセス回線と一体として構築されている第一種指定電気通信設備であり、ネットワークの IP 化・光化が加速する中で新たなボトルネック設備として位置づけられるものです。</p> <p>従って、接続事業者、ISP、コンテンツ提供事業者等の関係者が NTT-NGN との接続によって多様な事業・サービスが展開できるよう、NTT 東西殿は、認証、QoS、帯域制御等の各種機能について、予め相互接続に不可欠な機能として開放し、簡易な手続き、かつ適正な価格で利用可能とすべきです。</p>

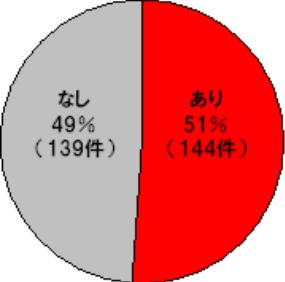
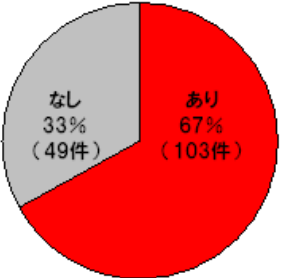
検証結果案			意見
(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	全ての携帯電話事業者又は上位3事業者を第二種指定電気通信設備規制の対象にすべきとの指摘(意見28)について	<p>固定通信市場と比較して、移動体通信市場は相対的に競争が進展していると考えられるものの、50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者の市場支配力は依然として強大であり、結果として市場シェアが膠着的であるといった一面も存在しています。</p> <p>過去の競争政策を振り返れば、非対称規制を無効化するようなガイドライン等による全携帯事業者への同一ルールの適用や第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「第二種指定事業者」という。)による接続料原価への多額の営業費算入に対する黙認状態の継続等が、競争環境を歪める一因となった点は否定できません。</p> <p>現在、移動体通信市場においては、ワイヤレスブロードバンドの展開の加速化や固定通信サービスとの連携の深化等、市場環境が大きく変化している状況下であることを踏まえれば、今後、第二種指定電気通信設備制度の在り方を時代に即したより適切なルールに見直していくことも必要であると考えます。一例として、端末シェアが25%以上の事業者に対して一律の規制を行うのではなく、EUにおける市場支配力の存在等に係る議論を参考にし、市場シェア40~50%を超える第二種指定事業者に対する規制強化等を検討することが適当と考えます。</p> <p>具体的には、NTT東西殿に対し、現行の行為規制を委託先子会社等にも遵守させるための監督義務が課されようとしている点を踏まえ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿(以下、「NTTドコモ殿」という。)に対しても、同種の委託先子会社や関連会社、代理店等に対する監督義務を課す等の追加的措置を講じるべきです。</p> <p>また、後述のEメール転送機能、ローミング等に係る機能の開放をNTTドコモ殿に義務付けること等も検討すべきです。</p>
	イ 指定の対象に関する検証	注視すべき機能として、パケット着信機能とIMEI通知機能を追加すべきとの指摘(意見29)について	<p>現在、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において「注視すべき機能」と位置づけられている携帯電話のEメール転送機能に関しては、公正競争環境の整備及び消費者利便向上の観点から、より効果的なサービスの実現が求められます。従って、総務省殿</p>

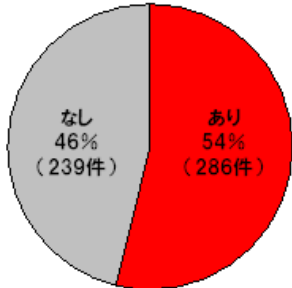
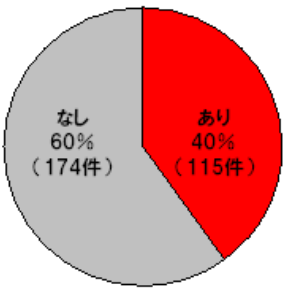
検証結果案			意見
			<p>においては事業者間の協議状況の評価を行った上で、行政の立場から、方式統一に向けた議論を推進して頂くことを要望します。</p> <p>また、災害対応等の観点から、ネットワークシェアリング等設備共用による通信の確保についてより一層重要性を増しているところですが、競争促進の側面においても、保有周波数帯や元国営企業という経歴等により、ドミナント事業者がエリア展開上、優位性を有していると考えられることを踏まえ、ルール整備を図るべきです。具体的には、ローミング等に係る機能について「アンバンドルすることが望ましい機能」若しくは「注視すべき機能」として位置づけることが必要と考えます。</p>
(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証	ア NTT 東西に所要の措置を要請する事項	NTT東西の県域等子会社等において、禁止行為規制の潜脱行為が行われており、規制の実効性を確保する観点から、禁止行為規制の対象を県域等子会社等にも適用する等の措置を講じるべきとの指摘(意見34)について	<p>本検証結果案において要請事項とされている NTT 東西殿と県域等子会社の役員兼任報告は、実態として例年 NTT 東西殿の報告を総務省殿が追認するのみとなっており、子会社への業務委託等を通じた禁止行為規制の潜脱を防止するという本来の目的を一切果たしていないものと考えます。</p> <p>一方、昨年「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」という。)の結論として、NTT東西殿に対し、現行の行為規制を委託先子会社等にも遵守させるために監督義務を課した点は一定の前進として評価されるべきものです。ただし、その実効性を確保するためには、NTT 東西殿に対し、以下に挙げるような情報等に関して、総務省殿への報告と公開を省令等で義務付けることが最低限、必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西殿と委託先子会社間の人事情報(異動・兼務の実態等) ・NTT 東西殿と委託先子会社間の契約内容 ・提供される接続情報等の種別 ・禁止行為規制を遵守させるための具体的措置内容 <p>なお、監督義務の対象を NTT 東西殿の持ち株比率が 50%超の子会社に限定することについて</p>

検証結果案		意見
		<p>ては、50%以下の関連会社や日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 持株殿」という。)の子会社等が依然として潜脱行為に利用される懸念が払拭されないことを踏まえ、より厳格なルールを追加適用すべきと考えます。具体的には、本来の禁止行為の趣旨を踏まえ、原則として、接続情報を取り扱う全ての関連会社を監督義務の対象とすべきと考えます。また、NTT 東西殿の業務委託先であるNTTグループ会社のうち、NTT 東西殿のサービスを含む複数のグループ会社のサービスを取り扱う関連会社についても、排他的共同営業行為を行う蓋然性が極めて高いことから同様にNTT 東西殿の監督義務の対象とすべきと考えます。</p>
イ	引き続き注視する事項	<p>(ア) 昨年のNTT西日本の業務改善命令に象徴されるように、NTT東西が接続の業務に関して知り得た情報を目的外利用している実態があるとの指摘(意見32)について</p> <p>NTT 東西殿は、総務省殿による昨年度の業務改善命令等を受け、業務改善計画等を作成、公表しています。しかしながら、依然として NTT 東西殿の利用部門・管理部門間における接続情報等の管理・取扱いに関して、業務改善命令等に反し、ファイアーウォールの徹底が遵守されていないと疑われる事案があります。具体的には、後述する116 窓口による DSL 事業者情報の閲覧や利用部門における番号ポータビリティ中の接続事業者のルーティング番号の把握等を推測させる事案の存在等が散見されています。</p> <p>また、弊社共接続事業者は、昨年度に発生した西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 西日本殿」という。)及びその県域子会社による接続情報の目的外利用の事案(以下、「接続情報の目的外利用事案」という。)についての説明が、NTT 西日本殿より十分なされていない(目的外利用が発生したプロセスの詳細説明がないこと、昨年 8 月に完了した外部機関による検証結果が公表されないこと等)ことから、上記のような疑念を払拭できない状況にあります。</p> <p>総務省殿は、業務改善命令等が出される以前においても、NTT 東西殿によるファイアーウォールを徹底している旨の報告を鵜呑みにし、必要十分な能動的検証を省略してきました。このような対応が、接続情報の目的外利用事案の発覚を遅らせる一因となったことは明らかであり、今回もNTT 東西殿の報告内容を基に“注視”で良しとする検証結果を導出するとすれば、同様の問題</p>

検証結果案		意見
		<p>を見過ごすリスクを繰り返し生じさせることになりかねません。</p> <p>調査権限を有する総務省殿による能動的な検査の必要性については前述したとおりですが、特に本件は既に業務改善命令等が出されている事案であることを重く受け止め、競争事業者からの申告を基に、徹底的な調査を断行すると共に、調査結果の開示等プロセスの透明化にも努めるべきと考えます。</p> <p>なお、上記のような接続情報の不適切な取り扱いを抜本的に解消するためには、自社優遇インセンティブを排除し得る構造・資本分離を行うことが最善ですが、機能分離で解決を目指すのであれば、構造・資本分離と同等の効果を担保することが最低限必要であり、具体的には、利用部門からの接続情報の閲覧並びに取り出し(管理部門との授受含む)の規制を強化すべきと考えます。また、透明性のある第三者機関等による監視の徹底を行い、違反事例が再度確認された場合には構造・資本分離を行うことを法的に担保する等、当該規制の実効性を確保するための措置も当然ながら講じるべきです。</p>
	(イ) NTT東西の116窓口において、接続に関して知り得た情報を用いたフレッツ光の営業活動が行われているとの指摘(意見33)について	<p>NTT 東西殿は、業務改善命令等に基づく報告において、同計画等を遵守している旨報告しているところですが、弊社共調査の中で、依然として NTT 東西殿の 116 窓口にて顧客からの要望がないにも関わらずフレッツ光等の勧誘行為を行っている事案を確認しています。</p> <p>本事案については、以前より、弊社共から具体的調査結果を示し問題点を指摘しているにも係らず、総務省殿は詳細な調査を実施することなく NTT 東西殿の主張を鵜呑みにし、注視扱いのままとしており、検証プロセスとして明らかに中立性を欠いたものであると考えます。</p> <p>前述のとおり、このような不完全なプロセスが、接続情報の目的外利用事案の発覚を遅らせる一因となったことは明らかであり、前年度同様 NTT 東西殿の報告内容を基に“注視”で良しとする検証結果を安易に導出すべきではありません。本事案についても「イ 引き続き注視する事項(ア)」にて記載したとおり、競争事業者等からの申告を基に、徹底的な調査と調査結果の開示等</p>

検証結果案		意見																		
		<p>プロセスの透明化を実施の上、利用部門からの接続情報の閲覧等の規制を厳格化すべきと考えます。</p> <p>(弊社共実施のアンケート)</p> <p>116窓口における回線移設手続き時の利用ADSL事業者案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果</p> <p>① 利用ADSL事業者の案内 (対象:全アンケート回答者対象)</p> <p>Q :NTT116番にて電話回線移設のお手続きをして頂いた際に、ADSL事業者まで連絡するようにという案内が、NTTからありましたか？</p> <p>前回調査(2010年6月)</p>  <table border="1"> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> <th>件数</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>46%</td> <td>242件</td> </tr> <tr> <td>あり</td> <td>54%</td> <td>283件</td> </tr> </table> <p>今回調査(2011年3月)</p>  <table border="1"> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> <th>件数</th> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>47%</td> <td>137件</td> </tr> <tr> <td>あり</td> <td>53%</td> <td>152件</td> </tr> </table>	回答	割合	件数	なし	46%	242件	あり	54%	283件	回答	割合	件数	なし	47%	137件	あり	53%	152件
回答	割合	件数																		
なし	46%	242件																		
あり	54%	283件																		
回答	割合	件数																		
なし	47%	137件																		
あり	53%	152件																		

検証結果案		意見																		
		<p>②具体的な利用ADSL事業者(Yahoo!BB)利用の案内 (対象:①で「利用ADSL事業者への連絡案内があった」と回答した方)</p> <p>Q:その際に、「Yahoo! BB」という名前の案内がNTT116番担当者の方からありましたか?</p> <p>前回調査(2010年6月)</p>  <table border="1"> <caption>前回調査(2010年6月)</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>49%</td> <td>139件</td> </tr> <tr> <td>あり</td> <td>51%</td> <td>144件</td> </tr> </tbody> </table> <p>今回調査(2011年3月)</p>  <table border="1"> <caption>今回調査(2011年3月)</caption> <thead> <tr> <th>回答</th> <th>割合</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>33%</td> <td>49件</td> </tr> <tr> <td>あり</td> <td>67%</td> <td>103件</td> </tr> </tbody> </table> <p>③フレッツ勧誘有無 (対象:全アンケート回答者対象)</p> <p>Q:NTTが提供されているインターネットサービス(フレッツ)についての勧誘はありましたか?</p>	回答	割合	件数	なし	49%	139件	あり	51%	144件	回答	割合	件数	なし	33%	49件	あり	67%	103件
回答	割合	件数																		
なし	49%	139件																		
あり	51%	144件																		
回答	割合	件数																		
なし	33%	49件																		
あり	67%	103件																		

検証結果案			意見																			
			<p>前回調査(2010年6月)</p>  <table border="1"> <tr><th>意見</th><th>割合</th><th>件数</th></tr> <tr><td>なし</td><td>46%</td><td>239件</td></tr> <tr><td>あり</td><td>54%</td><td>286件</td></tr> </table>	意見	割合	件数	なし	46%	239件	あり	54%	286件	<p>今回調査(2011年3月)</p>  <table border="1"> <tr><th>意見</th><th>割合</th><th>件数</th></tr> <tr><td>なし</td><td>60%</td><td>174件</td></tr> <tr><td>あり</td><td>40%</td><td>115件</td></tr> </table>	意見	割合	件数	なし	60%	174件	あり	40%	115件
意見	割合	件数																				
なし	46%	239件																				
あり	54%	286件																				
意見	割合	件数																				
なし	60%	174件																				
あり	40%	115件																				
			<p>調査期間: 2011年3月中旬～2011年3月下旬 調査方法: Yahoo!BB サポートセンターへ引越しのご連絡を頂いた際にヒアリングを実施 回答総数: 289 件</p>																			

検証結果案		意見
	<p>(ウ) ドコモショップはNTTドコモの顧客対応部門と同一とみなし、NTTドコモと同等の禁止行為規制の適用等を行うべきとの指摘(意見35)、家電量販店等において、OCNの優先的取扱いやフレッツ光とNTTドコモの携帯電話の同時加入に対する高額ポイントの付与は、関連事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供に相当するとの指摘(意見36)について</p>	<p>本件について、総務省殿は、代理店及び家電量販店の経営判断による行為であり、排他的営業行為には当たらないと整理しています。しかしながら、市場支配力を有する事業者同士のサービスが代理店を介して組み合わせで提供される結果、競争原理が機能しなくなることは明らかです。総務省殿がこのような行為を看過するのであれば、当該代理店等を介した潜脱行為が可能となり、禁止行為規制が本来の意味で機能し得なくなるものと考えます。</p> <p>ワイヤレスを含むブロードバンド化の進展が見込まれる中、これら市場支配的なグループの一体的な営業行為は公正競争へ多大な影響を及ぼすものであり、早急な是正が必要です。具体的には、NTT東西殿及びNTTドコモ殿に対し、自らに課されている行為規制の内容を代理店等にも遵守させるよう監督義務の範囲の拡大等をルール化すべきと考えます。</p>
	<p>(エ) NTTファイナンスのNTTグループカードによるセット割引や、NTTが検討中であるとされるNTTファイナンスによる料金一括請求については、NTTグループの排他的な連携により公正競争を害するものであるとの指摘(意見37)について</p>	<p>おまとめキャッシュバック及びNTTグループの料金請求一本化は、実質的にNTTファイナンス殿を介した排他的な営業行為であり、電気通信事業法第30条第3項第2号、同第31条第2項第2号及び移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件等を実質的に潜脱する結果となるため認められるものではありません。</p> <p>この点、総務省殿は、おまとめキャッシュバックについては、NTTグループ外の会社も含まれているため、排他的ではないと判断していますが、当該事業者の取引総量においてNTTグループが占める割合を追加的基準とする等、実効性の観点から排他性を判断すべきです。</p> <p>また、NTT東西殿及びNTTドコモ殿に対しては、これら実質的に排他的共同営業行為を行う蓋然性の高いグループ会社に対する監督義務を課すべきです。</p>

検証結果案		意見
	<p>(カ) 公正競争環境を確保するため、NTTドコモ、NTTデータ等の電気通信事業者や県域等子会社等の非電気通信事業者をNTT東西の特定関係事業者を追加すべきであるとの指摘(意見41)について</p>	<p>特定関係事業者制度は、NTT東西殿と密接な関係にある子会社、兄弟会社等との人事的交流等が公正競争上の弊害の構造的温床となりやすい等の背景より、当該弊害を抑止すべく設けられている制度であり、当該趣旨を踏まえれば市場環境の変化に応じて、都度対象が見直されて然るべきです。</p> <p>NTTグループによる各種共同営業事例やレイヤ間のサービス連携等、グループドミナンスが市場に与える影響について注目されてから既に数年が経過し、これら市場が成熟を見せている中、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿(以下、「NTTコミュニケーションズ殿」という。)のみを特定関係事業者として指定している現行制度は時代に即したルールとは言えないものと考えます。前述の通り、子会社規制に関して一部法改正等が見込まれているのと同様に、特定関係事業者制度についても、時機に応じた指定の見直しを行うことが必要です。具体的には、NTTグループ間の人的交流、排他的連携サービスといった競争上の問題を抑止する意味で、早急にNTTドコモ殿及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データ殿等を特定関係事業者として追加指定すべきと考えます。</p>
	<p>(キ) NTTコミュニケーションズがNTT再編成時に取得した加入者情報を活用したアウトバンド営業を行っている不適切な事例が存在しているとの指摘(意見42)について</p>	<p>NTTコミュニケーションズ殿がNTT再編時に承継した加入電話情報をアウトバンド営業で使用することは、電気通信事業法第30条第3項第2項及び「NTTの承継に関する基本方針」を潜脱するものであり、競争事業者よりも優位な条件で営業活動を行えることから、決して認められない行為です。</p> <p>しかしながら、弊社共の調査によれば、このような行為が疑われる事例を従前より把握しており、公正競争上問題のある状態が依然として存在している状況と考えられます。</p> <p>この点、弊社共は具体的調査結果を示し問題点を指摘していますが、総務省殿は調査プロセスの明示や具体的な評価を示すことなく、NTTコミュニケーションズ殿の主張を鵜呑みにし、注視扱いのままとしています。仮に、総務省殿による能動的な調査、検証が何ら行われていない状</p>

検証結果案		意見
		<p>況であるとするれば、検証プロセスとして明らかに中立性を欠いたものであり、弊社共として、このような検証結果は到底受け入れられません。</p> <p>従って、NTT 再編時に継承した契約者情報の利用実態調査等を総務省殿において実施し、問題が認められる場合には、NTT コミュニケーションズ殿のサービスを利用していないマイラインユーザ情報の破棄等、NTT 再編時に承継した加入電話情報の営業利用を禁止するための措置を早急に講じるべきと考えます。</p>
	(ク) NTT東西とNTTコミュニケーションズの法人営業の集約に関連して、NTT東西及びNTTコミュニケーションズが共同営業を行っている事例が見受けられており、禁止行為規制及びNTT再編成時の公正競争要件に抵触しているおそれがあるとの指摘(意見43)について	<p>本件について総務省殿は、NTT コミュニケーションズ殿に提供される顧客情報が競争事業者に提供される情報と同一であれば問題なく、これを疑う十分な論拠を得られていないとして NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の主張をそのまま受け入れています。</p> <p>しかしながら、競争事業者が NTT コミュニケーションズ殿の販売業務を受託する等のケースは想定し難く、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿間にてやりとりされている顧客情報の内容も不明であることから、実質的に「自己の関係事業者と一体となった排他的営業」が行われている懸念が依然として存在します。</p> <p>従って、総務省殿においては、接続事業者のみに挙証責任を負わせるのではなく、調査権限をもとに、自ら能動的に調査し真偽を明らかにすべきです。具体的には NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿間でやり取りされている情報の実態を調査するとともに、排他的営業行為の存否について、取引先事業者へのヒアリング等も実施すべきと考えます。なお、調査の結果、問題が認められた場合には、法人営業の集約等について明確に禁止する等の追加的措置を直ちに講じるべきと考えます。</p>
	(ケ) 活用業務制度の導入により日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という。)やNTT	<p>活用業務制度については、かねてより競争事業者から、「NTT 法の趣旨に反する」、「公正競争要件について十分な検証がなされていない」等の制度自体に対する意見が提出されているところです。</p>

検証結果案		意見
	再編成の本来の目的と齟齬をきたし、またNTT東西の業務範囲規制が形骸化しているとの指摘(意見44)、IP化の進展と多様なユーザニーズに対応し、より低廉で多様なサービスの提供が可能となるよう、活用業務制度をこれまで以上に迅速かつ柔軟に運用すべきとの指摘(意見45)について	<p>にもかかわらず、十分な議論がなされないままに規制緩和の方向が結論付けられたことは問題が大きいと考えます。業務範囲規制のさらなる形骸化によりNTT東西殿が不当に業務範囲を拡大することとなれば、公正競争環境整備とは真逆の効果がもたらされることとなります。光サービスの利活用促進に向け、ユーザニーズの高度化・多様化に対応した多彩なサービスを創出するためには、公正な環境の下、多数のプレイヤーによるサービス競争が促進されることが最も有効と考えます。</p> <p>本来であれば、構造・資本分離によりNTT東西殿のアクセス部門におけるボトルネック性が完全に切り離され、公正競争環境が確保されることが活用業務制度の規制緩和の前提条件であるべきです。しかしながら、現在、タスクフォースの結論を基にしたNTT法の改正議論において、当該制度の届出制への移行が見込まれていることを踏まえれば、最低限、運用面で以下のような制度改善等が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正競争が確保されているかを判断するための基準の厳格化を図ること ・総務省殿による能動的な検証(立ち入り調査等)を実施すること ・公正競争環境への影響について、外部からの検証可能性を担保すること -活用業務に係る報告内容、報告時における情報開示範囲を見直すこと <p>また、検証の結果、公正競争上の問題が見られた場合には、直ちに当該業務を停止させ、厳格な罰則を講じる等の措置についても当然ながら行われるべきと考えます。</p> <p>なお、そもそも活用業務制度それ自体、NTT東西殿の業務範囲規制を形骸化させるものであることも踏まえ、制度の是非を含め見直しを図る必要があると考えます。</p>
	(コ) NTT東西の「フレッツ・テレビ」サービスは、依然としてNTT東西が	「フレッツ・テレビ」の提供主体がNTT東西殿であるかのような誤解を招く広告宣伝手法については、2009年度における本制度の検証結果においてもサービス主体の明確化が求められている

検証結果案		意見
	放送サービスの提供主体であると誤認されている状況に変わりがないため、追加的措置を講じる必要があるとの指摘(意見46)について	<p>ところです。しかしながら、総務省殿は、本年度の検証において、株式会社 KDDI 殿が提出した広告物について十分な調査及び評価結果を示すことなく、“注視”するとの結論を示しています。</p> <p>「イ 引き続き注視する事項(キ)」にて述べたとおり、競争事業者から提示されているこのような物証等に対し何ら検証結果を示さず、一方的に注視で良しとすることは明らかに検証として不十分です。従って、本事案に対する総務省殿としての見解を明示すると共に、問題となる事案が他に存在しないかについて、消費者を対象としたアンケート調査等実施することで、徹底した検証を行うべきと考えます。</p>
	(シ) NTTグループの実質的な一体経営を防止する観点から、現行の公正競争要件に加え、NTTグループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要であるとの指摘(意見48)について	<p>近年、NTT グループ間の役員等の人事異動が頻繁に行われる等、NTT 持株殿を中心に戦略的な人材配置がなされており、移動体部門の分離や NTT 再編時の趣旨に反する状況が顕著となっています。</p> <p>抜本的な解決のためには各社間の人事異動がグループドミナンスに結びつかないよう、構造・資本分離を行うことが必要ですが、機能分離の枠組みで対応するのであれば、「イ 引き続き注視する事項(カ)」にて述べた特定関係事業者の対象範囲の見直しに伴う役員兼任の禁止範囲の拡大と共に、これら会社間における転籍を含む人事異動を禁止する等の追加的措置を直ちに講じるべきです。</p> <p>なお、機能分離を実施している英国では、アクセス部門とセールス部門の職員の兼任を禁止しており、日本においても、機能分離を行う際には、部門間における兼任禁止についても併せてルール整備を図るべきと考えます。</p>
	(ス) NTTブランド力は競争環境に大きな影響を及ぼすため、そのブランド力の影響を検証し、早急にブランド使用に係るルールを確立する必	<p>固定通信と移動体通信の連携・融合や NTT グループのグループ連携に伴う上位レイヤへの進出が本格化しつつある中、NTT ブランドの相乗的効果が公正競争に与える影響は無視できないものとなっています。</p> <p>この点、英国では、アクセス網に対する消費者への信頼がドミナント事業者の他レイヤの活動</p>

検証結果案		意見
	要があるとの指摘(意見49)について	<p>へ波及することを防止する観点でブランド分離を徹底しています。</p> <p>他方、日本では、県域等子会社や NTT グループ各社が、「NTT〇〇」、「エヌ・ティ・ティ〇〇」といった社名を冠し、「日本電信電話株式会社等に関する法律」第 8 条においてブランド使用を制限した法の趣旨を潜脱している状況が継続しています。</p> <p>今後、NTT 東西殿の機能分離を行う日本においても、英国の事案等も参考に、上記法の趣旨等を踏まえ、NTT ブランドの使用制限等、現在の市場環境に即したブランド分離の措置を徹底すべきです。具体的には、NTT 東西殿の県域等子会社による「NTT 東(西)日本-〇〇」といった社名については、一般利用者に対し NTT 東西殿であるとの誤認を明らかに招いていることから直ちに使用の中止を求めるべきです。</p>
ウ その他 の事項	NTT東西管理部門による、利用部門と接続事業者との同等性について	<p>NTT 東西殿と競争事業者間の公正競争環境を整備するためには、アウトプットは勿論、インプットを含む接続業務におけるあらゆる面での同等性を確保することが必要です。しかしながら、現在、以下の事例において、利用できるサービスや業務プロセスの同等性が担保されていない懸念が存在しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局舎から契約者宅までの残置メタルの有無に関する情報照会^{※1}の可否 ・同一番号移転の可否調査^{※2}における結果受領までの時間及び手数料の取扱い <p>これらの事例について、総務省殿は、事業者間協議を注視しつつ、自らも問題有無等の把握に努め、新たなルールの整備等、能動的な対処を図って頂くべきと考えます。</p> <p>なお、前述のとおり、これら問題の根本にある自社優遇のインセンティブを排除するためには本来、構造・資本分離が必要ですが、機能分離の枠内で同等の効果を生じさせるためには、最低限、接続事業者等から挙げられた同等性に係る問題点を全て解消することが必要と考えます。</p>

検証結果案			意見
			※1 契約者宅から局舎間までの全区間でメタル線が敷設されているかを確認する調査(同区間のメタル線が撤去されている場合、メタル線を利用したサービスの提供が不可となる) ※2 契約者が転居する場合に、転居先でも転居前と同一の電話番号が使用可能かを確認する調査

以上